

【自らが救命講習の担い手へ】

～管内事業所へ救命講習指導者委嘱状を交付～

この度、公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団の職員3名の方々に、救命講習を自主的に開催し指導することを目的として、成城消防署管内初となる救命講習指導を委任する委嘱状*を交付しました。当該事業所は救命講習受講優良証*が交付されており、日頃から東京消防庁が推進している応急手当奨励制度*に協力的で、積極的に救命講習を受講していただいております。

今後、当該事業所では委嘱状を受けた3名の方が主体になり、事業所内の従業員等に対して、救命講習の自主開催ができるようになりました。



いざという時、命を救うためには、その場に居合わせた地域のみなさまの応急手当が必要です。成城消防署は、引き続き応急手当の普及を促進し、安全安心な街づくりに取り組んでまいります。

※救命講習指導を委任する委嘱状、救命講習受講優良証、応急手当奨励制度について詳しくは次ページを参照。

応急手当奨励制度をご存知ですか？

東京消防庁では、事業所や商店街、地域等の救命講習の受講に対する積極的な取り組みを奨励しています。



応急手当奨励制度とは

応急手当の普及に関し一定の要件を満たす事業所等へ、消防署長が救命講習受講優良証・優良マークを交付し、応急手当奨励事業所として東京消防庁のホームページで公表をしています。令和5年1月1日現在、1,441事業所等に対して交付しており、従業員等が行った応急手当の実施により、傷病者が救命された事例も多く報告されています。



奨励事業所等の
公表



交付要件

●+（1または2）が交付要件となります。

●事業所や商店街、地域等で、救命講習の普及を推進する応急手当普及員など※が養成され、救命講習の普及に活用されていること。

※応急手当普及員または応急手当指導員。以下「事業所普及員」とする。

- 1 総数（従業員数等）の30%以上が、有効期限内にある救命講習修了者であること。
- 2 救急部長が救命講習の実施状況や応急救護体制の整備状況から総合的に判断して優良と認める場合。

救命講習を事業所主体で開催可能

- 応急手当奨励事業所の事業所普及員が、自ら従業員に対して東京消防庁の救命講習を開催できるようになりました。
- 講習で使用する資器材（訓練用人形・訓練用AED等）を無償で貸し出します。※貸出条件あり
- 事業所普及員は、一定の指導実績により再講習が免除になります。

講習指導の委嘱状を交付



講習開催申請



実施結果報告



認定証交付

東京消防庁 成城消防署